

古文書と共に〔九〕

明治初期は新政府に変わったとはいえ江戸時代と変っていないことが古文書を調べてみると分かる。言葉は確かに新しい用語を使っているが、その内容はまたその方法はそれ程変わっていない。「天は人の上に人を創らず、人の下に人を創らず」と福沢諭吉が唱えた。確かに身分制度は無くなったが、見えない垣根は依然存在していた。長い封建制度に縛りつけられていた庶民は新しい世の中に順応する術を知らなかったためである。諭吉は庶民に学問を身に付けさせようとしたのはこのためであった。政府のトップが変わったとは言え下部の仕組みは旧態依然そのままであった。大きな変革は却って混乱の本、むしろ時間をかけて慎重にした方がうまくいくのである。だがそれでも混乱は生じていた。

(印旛県 明治五年)

尾島郡 印旛郡 戸長頭取申付
印旛郡 戸長頭取申付
印旛郡 戸長頭取申付
印旛郡 戸長頭取申付

壬申と書いてあるので明治五年のものである。「戸長頭取申付候事」という表題が付いており、印旛県庶務（現在の千葉県印旛沼）が布達した触書の写しである。

新政府は明治五年二月に戸籍法を制定し、地方行政区域として大小区制という大区、小区、村という区画を設定した。これによって同年四月に政府は従来の名主、庄屋を廃止して戸長、副戸長を置くことを布達した。戸長は戸籍の事務を行うのであるが、一般には従来の名主、庄屋がこれを引継ぎ県の命令を村に伝える機能をも担ったのである。頭取は従来の組頭のことと思われる。戸長は明治十一年七月、都区町村編成法の制定に伴い廃止されたので、町長、村長に置換わるまでの呼名である。

記

一紙幣三枚

二十銭

新紙幣

明治二十五年四月から発行された新紙幣を市民に周知させるためその見本三種を付けて触れたものである。当時、高度な印刷技術を持つていかなかったため、ドイツに紙幣製造を依頼し、日本で「明治通宝」の文言や官印などを補って完成した。この紙幣は、明治五年四月から発行され、通称は「ゲルマン紙幣」、「明治通宝札」等と呼ばれていた。

記

一紙幣三枚

但

二十銭

壹円

十銭

新紙幣之儀、当年二月十五日方敢行相成候段、兼而御布告御口処、右各種之内三種為見本今般御下ケ被遊、製造方並寸法等口者見届ケ無疑念通用可為致旨仰渡候

但半円二円其外見口間ニ合意ニ口不相成候得共、是又同様可心得旨被仰渡候

これは新たに発行された新紙幣を市民に周知させるためその見本三種を付けて触れたものである。当時、高度な印刷技術を持つていかなかったため、ドイツに紙幣製造を依頼し、日本で「明治通宝」の文言や官印などを補って完成した。この紙幣は、明治五年四月から発行され、通称は「ゲルマン紙幣」、「明治通宝札」等と呼ばれていた。



壹円

明治通宝

同時につぎのものも触れた。ここに書かれて鈴木善右衛門は戸長であろう。ここから各村々へ順達している。大小区制の施行過程で五保制度が布かれ、従来の五人組制度が踏襲された。これはその布達と思われるが内容は江戸時代のものと同様でない。明治維新といえれば何もかも新しくなったと思うが、以下いくつかの古文書のように文明開化にはしばらく時間がかかったようである。

一 御示書

吉部

右者 当今御法度筋其外御条目二付、
口者成弁別御趣意口口之儀いたし候様、
小前末々江も懇切ニ説諭可致旨、被
仰渡候御下ケ相成候
右之条今般出口之節、御渡相成候間、前送
申候、早速御順達留り村方方御返却可被成
候也

壬申八月八日

鈴木善右衛門

一 御示書

吉部

右者 当今御法度筋其外御条目二付、

口者成弁別御趣意口口之儀いたし候様、

小前末々江も懇切ニ説諭可致旨、被

仰渡候御下ケ相成候

右之条今般出口之節、御渡相成候間、前送

申候、早速御順達留り村方方御返却可被成

候也

仁連町

壬申八月八日

鈴木善右衛門

右御役人衆中

王政

御一新二付 御高札面八勿論追々御
布告之趣自今以後被 仰出候 御旨趣
堅可相守事

一 父母孝行を尽し夫婦兄弟親類中
むつましく可仕候、若親類不和異見を毛不
相用、不孝不儀之輩有之候ハ、速ニ可申出候事

又母孝行を盡し夫婦兄弟親類中
むつましく可仕候、若親類不和異見を毛不
相用、不孝不儀之輩有之候ハ、速ニ可申出候事

王政 御一新二付 御高札面八勿論追々御

布告之趣自今以後被 仰出候 御旨趣

堅可相守事

一 父母孝行を尽し夫婦兄弟親類中

むつましく可仕候、若親類不和異見を毛不

相用、不孝不儀之輩有之候ハ、速ニ可申出候事

印旛県 五人組(三)

印旛県 五人組(四)

一 老人を大切にし、和少く老幼の情をわたり、
 下り勿論、便りなき老幼之もの有之ハ、其所
 まで体抱する。――
 一 父母之葬式、向海先祀佛、其
 印を交り、寧ろ心底を盡し、
 一 跡式之儀者、兼而書置いたし、
 一 材役人五人組

一 村々五人組、其儀を以て、
 店借社寺門歩下人、至迄、諸事相互ニ申合吟
 味いたし、悪事無之様、平日相心得可申候事
 右の条々堅可相守もの也

一 老人を大切にし、幼少之者をいつくしみ
 可申者、勿論、便りなき老幼之もの有之ハ、其所
 にて介抱いたし、其旨可申出事
 一 父母之葬式者、勿論、先祖始仏事之義者、身
 分相應丁寧ニ心底を尽し可相勤事
 一 跡式之儀者、兼而書置いたし、村役人五人組
 立会加判いたし、死後ニ出入無之様可致事

(中間省略)

(甲府県 明治二年)

同じく今は存在しない県名の例である。山梨県は明治元年六月鎮撫府設置、十一月甲斐府設置、明治二年甲府県設置、明治四年十一月廃藩置県により、それまでの甲府県が現在の山梨県と改められた。これは明治二年に甲府県庁が出した納税督促状と思われる。宛先の南野呂村役人は小さく下方へ書かれており、言葉づかいも候文で江戸時代の書式が残っている。

去巴年延納残
今以皆納不致
等閑之事一候
明後廿九日無
相違可納者也

去巴年延納残
今以皆納不致
等閑之事一候
明後廿九日無
相違可納者也

十月廿七日(左上)

甲府県庁

南野呂村

役人



田安家の滅亡

幕末の甲州は大部分が幕府直轄領であったが、ほかに徳川御三卿(八代将軍吉宗の子孫で田安、一橋、清水の三家)の一つ田安家の領地一〇三ヶ村、四万八千石があった。幕府直轄領は明治二年七月に新政府直轄の甲府県となった。しかし田安領は旧領のままであり、それを不服として明治二年十月天朝御領編入を求める一揆が起こった。その結果、明治三年田安家は領地返上を新政府に申し出、田安領は甲府県に併合された。ここで甲斐国一円を区域とする現在の山梨県と同じ形ができあがった。

このように明治十年ぐらまでは特に農村部では混乱の時代であった。明治政府の統率力が弱く、また農民の理解力が乏しかったことがその一因である。しかし時代の流れは変えがたく、新政府は民衆の力を利用して旧制度の改革にあたり、ついに徳川吉宗から続く田安家は滅亡したのであった。

その村民騒動の際、新政府の甲府県庁から村民に対し説得して、沙汰あるまで暴動を起こさないよう待てと一札入れさせたのであった。この古文書はその写しであり二枚に切れているので、全文揃っているかどうかは不明である。これも書式は江戸時代と変わりはない。

差上申一札之事

私共村々之儀領主役場ニおいて
金札引替ニ付多分之刻金
下而渡ニ相成又ハ正金少ク差支
候間金札納相願候処前増
取立又ハ大小切金先納取立
其他廉々難渋甲府
御政衛江嘆願仕候処去
月十五日明朝御沙汰の旨
諄々御説諭有者領主役場江
御引渡し相成歸村途中
小前のもの共多人数石和
宿邊迄出張村役人共領主
役場江御引渡し相成り候儀□□

差上申一札之事

私共村々之儀領主役場ニおいて
金札引替ニ付多分之刻金
下而渡ニ相成又ハ正金少ク差支
候間金札納相願候処前増
取立又ハ大小切金先納取立
其他廉々難渋甲府
御政衛江嘆願仕候処去
月十五日明朝御沙汰の旨
諄々御説諭有者領主役場江
御引渡し相成歸村途中
小前のもの共多人数石和
宿邊迄出張村役人共領主
役場江御引渡し相成り候儀□□

難波申候ハ、再嘆願候ハ、取立
何様申処附添領主役人ヲ
村役人共より申談候得共
更ニ不聞入無抛石和御
出衛江御注進申上御出徒
有之積々御利締ニ子衛小
前之者とも其場ヲ為引取
村々役人吉人ツ、相残り
奉嘆願申

百敷領申

呈有

御政衛方御重役様石和
宿江御出張領主役場而も
重役出張御立會ニ成り種々
御利締御座候得共無情申
上問敷

御政衛方御重役様石和

宿江御出張領主役場而も

重役出張御立會ニ成り種々

御利締御座候得共無情申

上問敷

御政衛方御重役様石和

宿江御出張領主役場而も

重役出張御立會ニ成り種々

御利締御座候得共無情申

上問敷

天朝御料奉願候処村々願二
 因而
 天朝御料乍被仰付筋二無之
 領主存寄を以無相違村役
 御領二相成候間其節相心得
 神妙二歸村可致旨重
 役方被申聞
 御政衛御守役様江七寫
 々御説諭有る旨二付一同
 ひれ伏隨慥罷出儀之処今般東
 京表より御役人様方被遊
 候趣此程御嘆願申罷出候
 村々役人之内御政衛江御尋聞
 御重役様御列席二而是
 上始末巨細御糺之上被仰
 聞候八先般石和表江

差上申一札之事 二枚目(二)

御政衛方重役様御出張
 領主重役御立會御利締
 之儀返なく相弁へ追而其
 締筋方御沙汰有る迄
 神妙二いたし領主役場
 申付候ヲ堅相守右二付此上
 村々二おいて寄合又八申合
 儀定ケ間敷儀等小前末二
 至迄決而不為致儀村役始猥
 他共等不致様仕候旨被仰渡
 候趣一同ひれ伏奉畏候万一
 心得違有之候節者長役様之
 候共一系之申上様御座無
 御咎被仰付け依て連印候請
 書奉差上候仍而件如
 明治二巳年十一月 田安領
 村々
 御県廳□
 御役人中

あはれとて御法を差上候二付
を以て此段奉申上候以上
右村
御政衛

前□□□御法□差上候二付

□□

を以て此段奉申上候以上

右村

甲府

御政衛